

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

私は、短期大学を卒業後、昭和41年4月にA市町村に帰郷した。その際、母親が私の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付したと聞いていた。母親は、きっちりした性格であり、姉たちの国民年金保険料を支払って、私の保険料は支払わないとは考えられないので、申立期間について調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月6日に払い出されていることが確認できることから、その時点では、第1回特例納付の実施期間中であることから、過年度納付及び特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を遡って納付することが可能であるものの、申立人から、母親が申立人の申立期間に係る保険料を遡って納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、上記の払出日以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、母親が姉たちの保険料と一緒に納付してくれたと思う。」と供述しているところ、申立人の姉（長女）は、申立期間前に婚姻し、A市町村から転出しており、姉（次女）の国民年金手帳記号番号は、申立期間後に払い出されていることが確認できることから、申立人の供述は当時の事情とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私が昭和59年10月に会社を退職してから60年3月にA市町村からB市町村へ転居するまでの期間については、ねんきん特別便によると、国民年金保険料を納付していないこととされている。A市町村に居住していた申立期間当時、私はA市町村役場で申立期間の保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人が第3号被保険者となった昭和61年4月1日であるとともに、B市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人が、第3号被保険者の資格取得前に遡って国民年金の被保険者資格を取得した記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、所持していた2万円と母に借りた1万円の合計3万円を、3か月分の保険料として納付し、少しのお釣りをもらった。」など、国民年金保険料の納付状況を具体的に供述しているものの、昭和59年度の保険料額は月額6,220円であり、3か月分の保険料額は合計1万8,660円となることから、申立人の供述とは符合しない。

加えて、申立人は、「申立期間当時交付された年金手帳及び申立期間の国民年金保険料の領収書は、父が管理していた。」と供述しているところ、申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年6月まで

申立期間については、当時勤めていたA社が私の国民年金の加入手続きを行い、給与から国民年金保険料を天引きしていたが、当時のB社の総務係の社員(故人)から、「会社の経理を担当していた親会社のB社の経理担当者が、天引きした国民年金保険料を横領したため、保険料として納められていなかった。」と聞かされた。給与から天引きされた保険料は返金されていないので、その点を考慮して保険料を納付したと認めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時勤めていたA社が私の国民年金の加入手続きを行い、給与から国民年金保険料を天引きしていた。」と供述している。

しかしながら、オンライン記録等によると、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、C社会保険事務所(当時)において払い出されており、当該手帳記号番号より4番前の手帳記号番号(*)の被保険者は、昭和39年*月生まれであり、20歳到達月の59年*月から国民年金に加入していることが確認できることから、申立人の手帳記号番号は同年*月以降に払い出されたものと推認できるとともに、それ以前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。したがって、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、保険料を現年度納付することができない上、前述の59年*月時点においても、申立期間の一部は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は「A社の経理を担当していた親会社のB社の経理担当者が給与から天引きしていた国民年金保険料を横領したため、保険料として納められていなかったとB社の社員から聞いた。」と供述しており、国民年金保険料が納められていないことを認めている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から51年3月1日まで

「ねんきん定期便」の記録を見たところ、A社B事業所に勤務していた時の標準報酬月額の記録が、当時の給与の額と比較して大幅な差がある。勤め始めから辞める時まで、給与に変動があった記憶は無く、ずっと6万円程度だったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、当時の給与の額と比較して大幅な差があり、勤務開始当初から6万円程度の給与だったと申し立てている。

しかしながら、申立人の採用時に、A社B事業所が同社長宛てに提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得を依頼する書類（写し）によると、申立人の本俸が3万1,000円、手当が3,000円、合計額が3万4,000円と記載されていることが確認できる上、同社から提出された申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（写し）の報酬月額欄には、「34,000円」と記載され、標準報酬月額が「33千円」と決定されていることが確認でき、これは、オンライン記録と一致している。

また、昭和47年度にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している16人（申立人を含む。）の女性の資格取得時の標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額だけが著しく低いというような状況は見られない。

さらに、A社において、昭和45年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と勤務場所も職務内容も同じであった同僚は、「申立人は後輩だったので、申立人の給料は私と同じぐらいかちょっと少ないぐらいじゃない

か。」と供述しているところ、申立人の資格取得時である47年12月における当該同僚の標準報酬月額、申立人と同額であることが確認できる。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していない上、A社も、申立期間当時の賃金台帳等、申立人の保険料控除額を確認できる資料を保管していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月頃から33年5月1日まで
② 昭和33年10月30日から35年12月頃まで

私は、昭和25年1月からA社に住み込みで勤務した。同年4月からは夜間高校に通学しながらの勤務であったが、高校卒業後は、他の工員さんと同様に終日勤務した。35年12月頃に退職するまで約10年間、同社で継続して勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録は、勤務期間のうちの5か月間のみとなっている。

当時は、厚生年金保険のことは全く知らず会社任せであったが、なぜ5か月間のみの記録となっているのか、納得できず第三者委員会で調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の改製原附票において、昭和25年9月20日から53年12月5日までA社の所在地に住所を定めていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認でき、連絡が取れた同僚は、「申立人は、事業主の親戚であり、私がA社に就職した昭和26年4月より前から住み込みで勤務していた。私が退職した35年頃まで、申立人も働いていたように思う。」と供述しているほか、同社の元取締役は、「自分が昭和27年に別の会社へ行くまで、A社で申立人と一緒に働いていた。申立人は当初、夕方から高校に通いながら勤務していたが、卒業後は、他の工員さんと同じ様に働いていた。10年近くA社で働いていたように思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間①及び②において同社で継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は、昭和28年8月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①のうち25年1月から28年7月31日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の事業主の妻と共に社会保険及び給与関係の事務を担当していた同僚は、「当時は、保険料の負担を嫌い、社会保険に加入しない人もいた。健康保険証が必要なときには、社会保険に加入するようにしていた。保険に加入すれば、給与から保険料を徴収していた。」旨を供述しているところ、同社に係る被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を繰り返した記録となっている被保険者が複数見受けられる。

さらに、「私は、A社で昭和26年4月頃から35年12月頃まで勤務したと思う。」と供述している同僚のA社における厚生年金保険加入期間は、5か月間(昭和28年11月5日から29年4月15日まで)のみであることが確認できる。

これらのことから、A社では、従業員に対し雇用期間の全期間について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡している上、連絡が取れた同僚からも厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、上記の被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録と合致している上、被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無く、当該被保険者名簿及びオンライン記録のほかに申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月頃から同年8月1日まで
② 昭和29年6月30日から30年3月10日まで
③ 昭和30年9月25日から32年9月16日まで
④ 昭和33年9月30日から35年5月頃まで

私は、昭和28年3月に高等学校を卒業し、同年4月からA社で勤務した。結婚のため、35年5月頃に退職するまで、同社に住み込みで継続して勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者資格は、在職期間中において2度喪失し、再取得した記録となっている。

当時は、厚生年金保険に対する意識も低く、申立期間におけるA社での厚生年金保険の加入の有無について、自分では分からず、同社での厚生年金保険の加入記録について未統合の記録もあったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認でき、連絡が取れた同僚は、「申立人は、事業主の親戚であり高校を卒業し、すぐの頃から住み込みで勤務し始めた。事業主の奥さんと一緒に主に事務の仕事をしていて、忙しい時は、工場の仕事もしており、結婚する頃までは働いていたように思う。」と供述しているところ、申立人の戸籍において、申立人は昭和36年1月*日に入籍していることが確認できることから、申立人は、申立期間①から④において同社で継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、事業所名簿によると、A社は、昭和28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間②から④について、申立人は、「A社では、現場で織物の仕

事もしていたが、お給料の計算もしていた。当時は、保険料の負担を嫌い、社会保険に加入しない人もいた。健康保険証が必要なときには、社会保険に加入するようにしていた。」旨供述しているところ、上記の被保険者名簿において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を繰り返した記録となっている被保険者が複数見受けられる。

さらに、上述の同僚は、「私は、A社で昭和26年4月頃から35年12月頃まで勤務したと思う。」と供述しているところ、A社での厚生年金保険加入期間は、5か月間(昭和28年11月5日から29年4月15日まで)のみであることが確認できる。

これらのことから、A社では、従業員に対し雇用期間の全期間について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡している上、上述の同僚からも厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、上記の被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録と合致している上、被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無く、当該被保険者名簿及びオンライン記録のほかに申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。